1　年　保　存

秘
有 ・ 無期限
平成２２年７月１５日から 平成２３年７月１４日まで

基 監 発０７１５第１号
基安安発０７１５第１号
平成２２年７月１５日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
安全衛生部　安全課長
（ 契 印 省 略 ）

建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況の把握等について

足場からの墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成２１年厚生労働省令第２３号。以下「改正省令」という。）が昨年６月から施行され、特に中小規模建設工事現場等において、新たに義務付けられた足場の中さん等の設置の一層の定着を図る観点から、監督指導等によりその徹底を図るとともに、平成２１年４月２４日付け基安発第 0424003 号「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」で示した「足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置」（以下「より安全な措置」という。）についても、個別指導等によりその普及を図っているところである。

しかしながら、平成２１年の建設業における足場からの墜落による死亡者の数は２５人と、前年の３１人を下回ったものの、依然として後を絶たない状況にあり、足場からの墜落災害を更に減少させるためには、改正省令に基づく墜落防止措置の徹底に加えて、「より安全な措置」の普及を図ることが重要であり、その普及状況を踏まえて更なる普及方策を検討することとしているところである。

ついては、下記のとおり、改正省令に基づく墜落防止措置及び「より安全な措置」の普及状況等について把握することとしたので遺漏なきを期されたい。

記

1　調査対象

監督指導、個別指導、実地調査等の対象とした建設工事現場（ビル建築工事等の建築工事、木造家屋建築工事の現場を主な対象とするが、土木工事の現場や製造業の工場等の改修工事などの現場も含めて差し支えない。）であって、足場を組み立てる方法により高さ２ｍ以上の箇所に作業床が設置されている現場とする。

2　実施方法

（１）平成２２年６月１日以降に個別指導、実地調査、災害調査等を実施した現場（既に実施済みのものについては、事業者への電話確認等により全項目を記入可能なもののみで可）について、調査付票（別添）を作成すること。

また、監督指導については、各局で集中的に建設現場を対象とした監督指導を計画していると想定される平成２２年度第３・四半期及び平成２３年１月分を対象として調査付票（別添）を作成すること。

（２）（１）について、調査結果を局安全主務課にてとりまとめの上、四半期ごとに本省安全衛生部安全課建設安全対策室あて、①別紙に記入の上メールにて送付（[redacted]）、②調査付票（別添）の写しの送付のいずれかの方法にて報告すること。

なお、四半期ごとの報告は、それぞれ以下の期限までに行うこと。

第１・四半期分：平成２２年８月中

第２・四半期分：平成２２年１０月中

第３・四半期分：平成２３年１月中

第４・四半期分：別途指示

3　その他

監督指導、個別指導、実地調査等の結果、改正省令に基づく措置に問題が認められた場合には所要の措置を講ずること。

また、「より安全な措置」についても、その更なる普及を図る観点から、リーフレットを活用するなどし、必要な指導、勧奨を行うこと。

別添

建設業における足場からの墜落防止措置に関する実態調査付票

労働局　　署

□監督指導　□個別指導　□実地調査　□その他　　実施年月日：平成　　年　　月　　日

1 対象工事			□①ビル建築工事　□②木建工事　□③土木工事　□④その他（設備工事等）
2 発注者の別			□①民間　□②国交省　□③②以外の国　□④地方公共団体　□⑤その他（特殊法人等）
3 足場の種類			□①わく組足場　□②くさび緊結式足場による本足場　□③①及び②以外の本足場等
4 足場の組立て時等における手すり先行工法の採用			□①手すり先送り方式　□②手すり据置方式　□③手すり先行専用方式　□④採用なし
5 墜落防止措置の実施状況	わく組足場の場合	安衛則第563条第1項第3号に規定する措置	□①問題なし・・・「手すりわく」を設置 □②問題なし・・・「手すりわく」以外の措置 □③「措置なし」若しくは「不十分」 □④措置不要（墜落のおそれなし）
		部長通達で示した「より安全な措置」	□①「上さん」の設置等の「より安全な措置」を実施 □②①を部分的に実施 □③「より安全な措置」は実施していない
	くさび緊結式足場など「わく組足場以外」の場合	安衛則第563条第1項第3号に規定する措置	□①問題なし □②「措置なし」若しくは「不十分」 □③措置不要（墜落のおそれなし）
		部長通達で示した「より安全な措置」	□①「幅木」の設置等の「より安全な措置」を実施 □②①を部分的に実施 □③「より安全な措置」は実施していない

	点検の実施状況	点検の実施者	ﾁｪｯｸﾘｽﾄの活用	調査結果の記録、保存
6 足場の組立て・変更後の点検の実施	□①実施している □②一部未実施 □③未実施	□①教育を受けた作業主任者等 □②職長等 □③第三者 □④その他	□①活用している □②活用していない	□①ﾁｪｯｸﾘｽﾄを保存 □②他の記録を保存 □③記録・保存を行っていない

7 工事開始から現在までの「足場からの墜落・転落災害」発生状況（休業4日以上の死傷災害）	労働者	【通常作業時】 人（うち死亡　　人）	【組立・解体等時】 人（うち死亡　　人）
	「一人親方」等労働者性のない者	【通常作業時】 □①責任者等が把握していない □②把握している 人（うち死亡　　人）	【組立・解体等時】 □①責任者等が把握していない □②把握している 人（うち死亡　　人）

（参考）

「建設業における足場からの墜落防止措置に関する実態調査付票」記入上の留意事項

1　各項目の該当する　□　欄をチェックすること。

2　「複数の種類の足場を混在して設置している場合」や「複数の種類の墜落防止措置を講じている場合」など、複数の項目に該当がある場合には、該当項目のうち、「主たる項目」のみを選択すること。

3　一側足場のみを設置している現場については調査付票の記入は要しないが、本足場と一側足場が混在している場合には、主たる足場が一側足場であっても、調査付票を記入すること。

4　「４足場の組立て時等における手すり先行工法の採用」欄に掲げる手すり先行工法の各方式については、平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号「手すり先行工法に関するガイドライン」及び建設業労働災害防止協会ホームページ（http://www.kensaibou.or.jp/activity/pdf/20090715tesuri_senkou.pdf）に掲載されたリーフレットを参考とすること。

[redacted]

足場からの墜落防止措置等に関する実態調査結果及び指導実績集計表

（別紙）

No.	局	調査手法の別	実施年月日			1 対象工事	2 発注者の別	3 足場の種類	4 手すり先行工法	5 墜落防止措置の実施状況				6 足場の組立て・変更後の点検の実施			
										わく組足場		わく組以外					
			年	月	日					省令	部長通達	省令	部長通達	実施状況	実施者	チェックリスト	記録・保存
1	●●	個別指導	22	6	10	②木造工事	①民間	③①及び②以外の本足場等	④採用無し	—	—	②「措置なし」若しくは「不十分」	③「より安全な措置」は実施していない	③未実施	—	—	—
2	●●	個別指導	22	6	20	③土木工事	②国交省	①わく組足場	②据置方式	①問題なし（手すりわく）	①より安全な措置を実施	—	—	①実施している	③第三者	①活用している	①チェックリストを保存
3	●●	監督指導	22	6	25	④その他	①民間	①わく組足場	④採用無し	②問題なし（手すりわく以外）	②①を部分的に実施	—	—	②一部実施している	②職長等	②活用していない	②他の記録を保存
4	●●	実地調査	22	6	28	②ビル建築工事	①民間	②くさび緊結式足場による本足場	①先送方式	—	—	①問題無し	①「より安全な措置」を実施	①実施している	①教育を受けた作業主任者等	①活用している	①チェックリストを保存

7「足場からの墜落・転落災害」発生状況（休業4日以上の死傷災害）									
労働者				「一人親方」等労働者性のない者によるもの					
通常作業		組立解体		事業者による把握の状況	通常作業		事業者による把握の状況	組立解体	
総数	うち死亡	総数	うち死亡		総数	うち死亡		総数	うち死亡
1	0	1	0	②把握している	0	0	②把握している	0	0
0	0	0	0	②把握している	0	0	②把握している	0	0
0	0	0	0	②把握している	1	0	②把握している	0	0
0	0	0	0	①責任者等が把握していない	—	—	①責任者等が把握していない	—	—
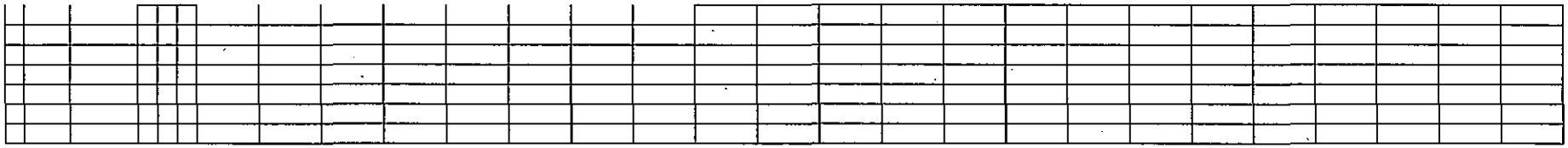
No.	局	調査手法の別	実施年月日			1 対象工事	2 発注者の別	3 足場の種類	4 手すり先行工法	5 墜落防止措置の実施状況				6 足場の組立て・変更後の点検の実施				7「足場からの墜落・転落災害」発生状況（休業4日以上の死傷災害）									
										わく組足場		わく組以外						労働者				「一人親方」等労働者性のない者によるもの					
																		通常作業		組立解体		事業者による把握の状況	通常作業		事業者による把握の状況	組立解体	
			年	月	日					省令	部長通達	省令	部長通達	実施状況	実施者	チェックリスト	記録・保存	総数	うち死亡	総数	うち死亡		総数	うち死亡		総数	うち死亡